

令和6年（ネ）第408号 伊方原発運転差止請求控訴事件

控訴人 松本文六 外275名

被控訴人 四国電力株式会社

控訴審意見陳述書

令和6年12月16日

福岡高等裁判所第1民事部 御中

中山田さつき

1 はじめに

控訴人の中山田さつきと申します。

大分地裁の判決内容は、私たち原告の生命と暮らしを守りたいという人格権にもとづく主張に真摯に向き合わず、福島事故をもまるで忘れたかのような棄却判決でした。

2 福島原発事故

福島第一原発事故は私たちの訴訟の原点です。事故がなければ、この訴訟もありませんでした。

2011年3月11日、裁判官の皆さんは、東日本大震災と福島第一原発事故のニュースに接し、どのように感じられましたか？

私は津波のすごさに言葉を失いました。そして、12日から次々に爆発する原発の映像を「どうなるんだろう」と、ただおろおろと見ていました。もうすぐ事故から14年になりますが、あの時の記憶は今も鮮明です。

そこから始まった福島や近県の人々の苦難はあまりに苛酷でした。

当時の原子力委員長・近藤駿介氏はこの事故の「最悪シナリオ」を官邸に提出、莫大な量の放射性物質が撒き散らされ、原発から半径250km圏内、東京からも避難せねばならなくなるという「東日本壊滅」の予測をたてました。

運よく奇跡的なことがいくつもあり、最悪の事態は免れました。しかし、広範

困に放射能が撒き散らされ、福島県では強制避難させられた人々は16万5千人、13年経った現在でも故郷に帰れない人が3万人弱もいます。自主避難した人の数は入っていません。避難命令が解除され住民が帰還し始めた地区は、本来なら放射線管理区域に設定しなければならない放射能レベルです。2011年3月11日に出された「原子力緊急事態宣言」は今も出されたままで、帰還困難区域はまだ多く、原発近くの大熊町、双葉町の一部は帰還できる見込みなく、永久に故郷を奪われてしまいました。

一番多く降り注いだセシウム137という放射性物質は、ほぼ毒性が無くなるには300年かかります。

福島第一原発では今も事故が継続中です。壊れた原子炉や使用済み燃料の冷却ができなくなる事態が起これば、再び放射能汚染が起きうるのです。漁協をはじめ多くの反対の声を無視して汚染水の海洋放出が行われています。先月、融け落ちた燃料デブリの取り出しに初めて成功と発表されましたが、その量は「0.7g」です。デブリは880tもあると予測されています。放射能に阻まれて事故の後始末も出来ないのです。

それが、事故から14年近く経った現実です。

3 原発が抱えるリスク

私たちは福島事故から、未曾有の放射能公害を起こす危険性を内包しているのが原発だと思い知りました。そのリスクの高さは他のどんな施設よりも格段に高く、広域に及ぶ放射能汚染は世代を超え、遺伝子も傷つけるなど、被害の質においても特別に深刻です。原発施設の安全性は「万が一にも事故を起こさない」という絶対的安全性に近いものでなければなりません。

しかし、大分地裁判決は、原発の安全性について、「危険性の程度と科学技術の利用により得られる利益の大きさとの比較衡量の上で、これを一応安全なものであるとして利用しているのであって、このような相対的安全性の考え方は、原子炉施設の安全についても妥当するというべきである。」という認識で判断してい

ます。新幹線や航空機事故、工場の爆発事故などと同じように原発についても考えることが妥当だと言うのです。

原発は最先端の科学技術でつくられたレベルの高い発電施設のようなイメージがふりまかれ、「原発安全神話」の思い込みにつながっています。実際には、電源が断たれただけで過酷事故を起こす、また、どこかの配管が破断すればそれだけで冷却水喪失による過酷事故が起きる、本当に脆弱な施設です。

それゆえに稼働に際しては、万全の安全性を確保しなければ危険なのです。

大分地裁の裁判官は、原発という施設の基本的な知識が欠如していると思わざるを得ません。そして福島事故の被害についても認識できているのか、疑問です。

4 原発安全神話再び

大分地裁判決は、「規制委員会の審査に合格しているから安全だ」として、四国電力の主張を鵜呑みにしたものでした。福島事故によって厳しく批判された「原発安全神話」が再びよみがえったかのようです。

福島事故後、規制委員会は「福島事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさない」を理念に、「国民の安全を最優先し、原子力の安全管理を立て直し、真の安全文化を確立」すべく設置されました。常に最新の知見に学ぶこともうたっています。

しかし、最新の調査手法であるはずの三次元探査を行っていないことをはじめとして、能登半島地震で得られた知見による見直しもされないままです。

初代規制委員長の田中俊一氏が、「規制基準に合格したからといって、安全とは申し上げられない」と繰り返し述べていたことから、規制委員会の審査合格は安全が立証されたものではないのです。

規制委員会の決定に疑義を持たず、規制委員会審査合格の安全神話にとらわれた、司法の独立性を疑う判決でした。

5 福島を訪ねて

私は福島の事故後、3度、福島に行きました。最初は2012年7月です。原

発事故の被害に遭った福島の様子は衝撃でした。

原発から40kmの飯舘村は、地震の痕跡はどこにもなく、家々の庭先に草花が咲き、ゆったりとした佇まいの美しい村でした。しかし、人の姿はなく、田畑には雑草が伸び放題でした。穏やかな景色の中、ただモニターの数値が、ここが放射能汚染されていることを示していました。街灯だけが灯り、家々の明かりが全くない夜の飯舘村の風景の異様さと寂しさは言いようがありませんでした。

原発から50kmに位置する二本松市の私と同じシイタケ農家は、原木の伐採も禁じられ、農協から、「2011年産の干しシイタケは放射能汚染しており、出荷は出来ないのはもちろん、捨てることも出来ない放射性廃棄物なので、廃棄場所が決まるまで倉庫で保管するように」と指示されているとのことでした。

翌年は、浜通りの町の中へ部に行きましたが、ゴーストタウンを除染の車だけが行きかい、除染物を詰めたおびただしい数の黒いフレコンバッグの山があちこちに出来ていました。

私は、福島を訪ねて、原発事故が生活を根こそぎ奪うものだと実感しました。

6 私の暮らしと福島

私は大分県国東半島の山間部の集落で夫と暮らしています。米とシイタケの栽培をし、自家用野菜も作っています。農作業の手伝いに子や孫、友人たちが来てくれます。年末には収穫したもち米で餅つき大会です。タケノコや山菜などの自然からのおすそ分けも頂きながら、山里の豊かさの中で暮らしています。住民はかなり高齢になりましたが、力を合わせて道路やため池の堤の草刈りをしています。集落では氏神さまの祭りなどを今も行っています。安心できる確かなコミュニティがここにはあります。

福島の強制避難させられた村々にも同様の穏やかな暮らしがあったはずです。

福島では、悲しい出来事が相次ぎました。絶望して自死した有機農業者、牛のいなくなった牛舎の壁に「原発さえなければ」と書き残して自死した酪農家、避難前日に「迷惑をかけるから」と自死した102歳のおじいさん……。病院から

の避難の途中で亡くなった入院患者、放射能汚染で救助隊が立ち入り禁止になったためがれきの中で助けを待ちながら息絶えた人々……。

福島で起きた過酷な現実、伊方原発で過酷事故が起これば、そのまま、私の現実になるのです。

私の住む村から伊方原発まで65km、海の向こうにかすかに伊方原発の建屋が見えます。

7 私たちの人格権を守ってください

政府は昨年、それまでの、将来的には原発に依存しないエネルギーを目指していた方針を突然に撤回し、原発回帰に舵を切り、原発推進政策を強めています。それに呼応するかのように、公正・独立のはずの規制委員会も国民の安全最優先の原則を忘れたかのようです。

裁判所は公正・独立の機関であると信じ、この控訴審に臨んでいます。思い込みにとらわれることなく、公正に審議をつくしてください。第二の福島事故を起こさせない責任が司法にはあります。

憲法に保障された私たちの生存権、幸福追求権を守ってください。

以上